

依存症の医療機能

⑦ 依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症に対して患者本位の医療を提供すること ○ アルコール・薬物・ギャンブル依存症を適切に診断し治療的介入ができること ○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること ○ 地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール・薬物・ギャンブル依存症による生活機能障害を把握して、適切な診断に基づいて、治療的介入や助言ができること ○ 本人の状況に応じて、依存症への心理教育・精神療法、薬物療法等の適切な精神科医療を提供して、かかりつけ医等の一般医療機関と連携すること ○ 心身の急性増悪時（急性中毒、離脱せん妄、肝障害等）に、救急医療や専門医療機関と連携して治療・介入できること ○ 自助グループへの参加を支援できること ○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチーム支援体制を作ること ○ 職場やハローワーク、地域障害者職業センター等と連携して、復職や就労を支援する、または障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携して、生活の場で必要な支援を提供すること
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑦ 依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携、情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと ○ 地域精神科医療提供機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に対して、適切な専門診断を行い、他の精神障害や身体疾患の合併を鑑別できること ○ 多職種チーム医療にて、依存症に対する専門治療プログラムを提供すること ○ 自助グループと連携して、依存症の克服に向けた支援体制を高めること ○ 必要に応じて、地域連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 多職種による研修を企画・実施すること ○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること

⑦ 依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと ○ 地域連携拠点機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に対して、適切な専門診断を行い、他の精神障害や身体疾患の合併を鑑別できること ○ 多職種チーム医療にて、依存症に対する専門治療プログラムを提供すること ○ 自助グループと連携して、依存症の克服に向けた支援体制を高めること ○ 必要に応じて、県全域の連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること ○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 他県の専門医療機関とネットワークを有すること

外傷後ストレス障害（PTSD）の医療機能

⑧ 外傷後ストレス障害（PTSD）（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTSD を含む心的外傷に関連する精神疾患（以下、PTSD 等）に対して、患者本位の医療を提供すること ○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること ○ 地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・事件・事故・虐待等による心的外傷の発生状況を把握し、適切な診断に基づいて治療・介入できること ○ 心的外傷に関連した症状（過覚醒、再体験症状、抑うつ等）への対症療法を行いつつ、本人の状況に応じて、個人精神療法、薬物療法等の適切な治療を提供すること ○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチーム支援体制を作ること ○ 医療機関や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携して、生活の場で必要な支援を提供すること
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑧ 外傷後ストレス障害（PTSD）（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTSD 等に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携、情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと ○ 地域精神科医療提供機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTSD 等に対する専門診断・治療を提供すること ○ 多職種チーム医療にて、PTSD 等に対する専門治療プログラムや支援を提供すること ○ PTSD 等に対して、ワンストップで必要な関係機関と連携して支援できること ○ 厚労省の「PTSD 対策専門研修」を受講し、活用すること ○ 必要に応じて、地域連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 多職種による研修を企画・実施すること ○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること

⑧ 外傷後ストレス障害（PTSD）（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTSD 等に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと ○ 地域連携拠点機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTSD 等に対する専門診断・治療を提供すること ○ 多職種チーム医療にて、PTSD 等に対する専門治療プログラムや支援を提供すること ○ PTSD 等に対して、ワンストップで必要な関係機関と連携して支援できること ○ 厚労省の「PTSD 対策専門研修」を受講し、活用すること ○ 必要に応じて、県全域の連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること ○ 他県の専門医療機関とネットワークを有すること

摂食障害の医療機能

⑨ 摂食障害（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害に対して、患者本位の医療を提供すること ○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること ○ 地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害の症状と経過を把握して、適切な診断に基づいて、助言や治療的介入ができること ○ 本人の状況に応じて、摂食障害への精神療法、薬物療法等の適切な精神科医療を提供して、小児科など身体科医療機関と連携すること ○ 精神科医、小児科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチーム支援体制を作ること ○ 医療機関、教育機関、職場等と連携して、生活の場で必要な支援を提供すること
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑨ 摂食障害（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携、情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと ○ 地域精神科医療提供機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害に対して、適切な専門診断を行い、他の精神障害や身体疾患の合併を鑑別できること ○ 体重減少や低栄養状態の増悪に対して、危機回避的な入院で身体管理を行うこと ○ 多職種チーム医療にて、摂食障害に対する専門治療プログラムを提供すること ○ 必要に応じて、地域連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 多職種による研修を企画・実施すること ○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること

⑨ 摂食障害（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害に対する専門的医療を提供すること ○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと ○ 地域連携拠点機能を支援すること
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂食障害に対して、適切な専門診断を行い、他の精神障害や身体疾患の合併を鑑別できること ○ 体重減少や低栄養状態の増悪に対して、危機回避的な入院で身体管理を行うこと ○ 多職種チーム医療にて、摂食障害に対する専門治療プログラムを提供すること ○ 必要に応じて、県全域の連携会議を運営して、情報発信を行うこと ○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること ○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ 他県の専門医療機関とネットワークを有すること

てんかんの医療機能

⑩ てんかん（１）		
機能	○ 地域てんかん医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本位のてんかん医療を提供すること ○ さまざまな年齢層や背景因子に応じて、適切な専門科（小児科、神経内科、脳神経外科、精神科等）が主体となって継続的な医療を提供し、臨床経過に応じて連携をとること ○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること ○ 教育・就労に関わる機関、地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の状況に応じて、適切にてんかん医療を提供するとともに、てんかん発作等の緊急時の対応・連絡体制を確保すること ○ 年齢層や背景因子の異なるさまざまなてんかん患者において、小児神経科医、神経内科医、脳神経外科医、精神科医、産科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること ○ 医療機関、行政機関、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保育所、教育機関、企業等と連携し、就学・就労支援など生活の場で必要な支援を提供すること ○ てんかん患者・家族への適切な療養上の指導・助言（保育・教育、周産期の服薬、就労、運転等）を行えること ○ てんかんの医療費助成（小児慢性特定疾患、指定難病、自立支援医療等）の利用を適切に支援できること ○ てんかんに関する住民からの相談窓口（ホームページ等）を設けること
		○ 拠点機能を担う医療機関を中心とした医療提供ネットワークに参加し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑩ てんかん（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域てんかん医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的てんかん医療（検査・診断・治療）を提供すること ○ てんかんの医療連携・情報収集発信・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと ○ 地域てんかん医療提供機能を支援すること ○ 地域の保育・教育・行政機関からの相談窓口として機能すること
求められる事項	共通	○ 地域てんかん医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門診断検査によって、最新のガイドライン等に基づいた薬物治療を提供すること ○ 地域ごとの連携会議や地域住民・多職種を対象とした講演会、セミナー、研修会や相談会を開催すること ○ 地域てんかん医療提供機能を担う医療機関から専門治療に関する個別相談へ対応すること ○ ホームページや報道機関を通じて、積極的な情報発信を行うこと ○ 地域ごとにてんかん診療支援コーディネーターを配置すること

⑩ てんかん（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域てんかん医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的てんかん医療（検査・診断・治療）を提供し、難治性てんかんに対する適切な治療・助言が行えること ○ てんかんの医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと ○ 地域連携拠点機能を支援すること ○ 県全域の保育・教育・行政機関からの相談窓口として機能すること
求められる事項	共通	○ 地域てんかん医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門診断検査によって、最新のガイドライン等に基づいた薬物治療を提供すること ○ 必要に応じて、さらに専門的な診断検査（脳波ビデオ同時記録、高機能画像診断等）や手術治療を検討できること ○ 県全域の連携会議や専門職への研修プログラムを提供すること ○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性てんかん・処遇困難事例の受入対応を行うこと ○ ホームページや報道機関を通じて、積極的な情報発信を行うこと ○ 県内でのてんかん医療機関からの情報収集を行ない、データベースの作成を行うこと ○ 地域の特色に基づいたてんかん診療マニュアルの策定を検討すること

精神科救急の医療機能

⑪精神科救急（１）	
機能	○ 地域精神科救急医療提供機能
目標	○ 緊急な精神科医療を必要とする全ての患者に対して、迅速かつ適切な精神科救急医療を提供すること
求められる事項	○ 継続診療中の患者に対して、病状悪化時の対応体制を向上するとともに、精神科救急情報センター等からの問い合わせに夜間・休日でも対応できる体制をめざすこと ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神科救急外来（初期救急医療）を提供するなど、地域の医療機関や介護・福祉サービス等と連携すること ○ 必要に応じて、圏域の拠点機能を担う医療機関と連携すること

⑪精神科救急（２）	
機能	○ 地域連携拠点機能
目標	○ 緊急な精神科医療を必要とする全ての患者に対して、迅速かつ適切な精神科救急医療を提供すること ○ 県精神科救急医療システムの輪番病院として、精神科救急医療圏域における精神科救急患者の受入を積極的に行うこと
求められる事項	○ 継続診療中の患者に対して、病状悪化時の対応体制を十分に確保するとともに、精神科救急情報センター等からの問い合わせに常時対応すること ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神科救急医療を提供し、地域の医療機関や介護・福祉サービス、行政等と連携すること ○ 精神科救急患者の受け入れが可能な態勢（空床確保、人員配置、設備）を整えること。 ○ 身体科救急医療機関や消防等との連携体制を高めること ○ 地域精神科救急医療提供機能を担う医療機関等からの救急事例の相談や受け入れ要請に応じること ○ 行動制限の実施状況に関する情報を集約し、チーム医療で行動制限最小化に取り組む体制を構築すること ○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること

⑪精神科救急（３）	
機能	○ 県連携拠点機能
目標	○ 緊急な精神科医療を必要とする全ての患者に対して、迅速かつ適切な精神科救急医療を提供すること ○ 県精神科救急システムに基づいて、県全体の精神科救急患者の受入体制（24時間365日）を調整・統括すること ○ 身体合併症を有する救急患者に対し、適切な精神科救急医療を提供すること
求められる事項	○ 継続診療中の患者に対して、病状悪化時の対応体制を十分に確保するとともに、精神科救急情報センター等からの問い合わせに常時対応すること ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神科救急医療を提供し、地域の医療機関や介護・福祉サービス、行政等と連携すること ○ 精神科救急患者の受け入れが可能な態勢（空床確保、人員配置、設備）を整えること。 ○ 身体科救急医療機関や消防等との連携体制を高め、受け入れ要請等に積極的に応じること ○ 地域精神科救急医療提供機能および地域連携拠点機能を担う医療機関等からの救急事例の相談や受け入れ要請に応じること ○ 行動制限の実施状況に関する情報を集約し、チーム医療で行動制限最小化に取り組む体制を構築すること ○ 精神科救急情報センターの運営に関わり、輪番病院等の搬送先医療機関の確保に努め、精神科救急医療体制連絡調整委員会等を通じて、県精神科救急医療システムの円滑な運営を図ること ○ 精神科救急に対応できる専門職の養成や多職種・多施設連携を推進するため、研修・教育の機会に参画すること

身体合併症の医療機能

⑫身体合併症（１）	
機能	○ 地域精神科医療提供機能
目標	○ 身体合併症を有する精神科患者の状況に応じて、必要な精神科医療を提供しつつ、適時・適切な身体科医療の提供につなげること
求められる事項	○ 継続診療中の患者において、慢性の身体合併症の一次予防に関わり、生活習慣の改善や向精神薬の副作用の防止・軽減に努め、二次予防（早期発見）に向けて身体科医療機関と適切に連携すること ○ 継続診療中の患者において、急性の身体合併症が生じた場合、状況に応じて適切な身体科・救急医療につなげ、診療情報の提供など精神科医療の継続性に配慮すること

⑫身体合併症（２）	
機能	○ 地域連携拠点機能
目標	○ 身体合併症を有する精神科患者の状況に応じて、必要な精神科医療を提供しつつ、適時・適切な身体科医療の提供につなげること ○ 精神科救急医療圏域において、身体合併症を有する患者への医療提供体制の確保に向けた役割を担い、関係機関（消防、身体科救急等）と積極的に連携すること ○ 身体科と精神科の両方を有する医療機関による対応（並列モデル）と、身体科と精神科医療機関の連携による対応（縦列モデル：優先度の高い問題から順次対応）を踏まえて、医療連携体制の向上に努めること
求められる事項	○ 継続診療中の患者において、慢性の身体合併症の一次予防に関わり、生活習慣の改善や向精神薬の副作用の防止・軽減に努め、二次予防に向けて身体科医療機関と適切に連携すること ○ 継続診療中の患者において、急性の身体合併症が生じた場合、状況に応じて適切な身体科・救急医療につなげ、診療情報の提供など精神科医療の継続性に配慮すること ○ 急性の身体合併症に対する身体科・救急医療が提供されて改善した後（とくに大量服薬、自傷等の後）、身体科救急の後方支援として一時的な転院を受け入れる等の医療連携を促進すること ○ 慢性の身体合併症を有する患者に精神科医療の必要性が生じた場合（せん妄等）、身体科と連携しながら、適切な精神科医療を提供すること ○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関等からの相談や困難事例の受け入れ要請に応じること ○ 精神病床で治療する場合、身体科医師または医療機関の診療協力を得ること ○ 身体科病床で治療する場合、並列モデルでは、院内の精神科リエゾンチーム体制の充実を図り、縦列モデルでは、精神科医療の継続的な提供に向けて、身体科と精神科医療機関の双方向性の連携体制の構築に努めること ○ 県拠点機能を担う医療機関（並列モデル）と連携すること

⑫身体合併症（３）	
機能	○ 県連携拠点機能
目標	○ 身体合併症を有する精神科患者の状況に応じて、必要な精神科医療を提供しつつ、適時・適切な身体科医療の提供につなげること ○ 県全域において、身体合併症を有する患者への高度医療提供体制（並列モデル）の確保に向けた役割を担い、関係機関（消防、身体科救急、地域連携拠点機能を担う医療機関等）と積極的に連携すること ○ 県精神科救急システムに基づいて、身体科救急と精神科救急医療が同時に必要な事例において、適切な精神科救急医療を提供すること
求められる事項	○ 継続診療中の患者において、慢性の身体合併症の一次予防に関わり、生活習慣の改善や向精神薬の副作用の防止・軽減に努め、二次予防に向けて身体科医療機関と適切に連携すること ○ 継続診療中の患者において、急性の身体合併症が生じた場合、状況に応じて適切な身体科・救急医療につなげ、診療情報の提供など精神科医療の継続性に配慮すること ○ 慢性の身体合併症を有する患者に精神科医療の必要性が生じた場合（せん妄等）、身体科と連携しながら、適切な精神科医療を提供すること ○ 地域精神科医療提供機能および地域連携拠点機能を担う医療機関等からの相談や困難事例の受け入れ要請に応じること ○ 並列モデルの高度医療提供体制を向上させ、院内の精神科リエゾンチーム体制の充実を図り、県精神科救急医療システムにおいて、身体合併症事例への対応で主体的な役割を担うこと ○ 精神障害者の身体合併症に対応できる専門職の養成や多職種・多施設連携を推進し、心身総合的・全人的医療に対する医療者の理解を深めるため、身体科と精神科スタッフの意見交換や相互研修・教育の機会に参画すること

自殺対策の医療機能

⑬自殺対策	
機能	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ うつ病・躁うつ病への適切な診断に基づいて、患者の状態に応じた患者本位の精神科医療を提供すること ○ 地域の一般病院救急部と連携して、精神科救急患者（自殺企図等）の受入を行うこと ○ かかりつけ医師等に対するうつ病等に対する対応力向上研修に協力すること ○ 地域において適切な支援先につなげるため、関係者によるネットワーク会議に協力し、社会的要因に関係する機関の連携体制の充実を図ること ○ 地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと ○ 精神科救急システムや、24 時間対応の「こころの救急電話相談」等により、精神疾患患者の救急医療体制の充実を図ること ○ うつ病等以外の自殺の危険因子とされている統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症等について、継続的な治療・支援を行うための体制を整備すること
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺の大きな危険因子であるうつ病・躁うつ病について、早期発見、早期治療に結びつける取組を図ること ○ 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・労働・教育・警察等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を図ること ○ かかりつけ医等の精神疾患の診断・治療技術の向上、かかりつけ医から専門医につなげる医療連携体制の整備を推進すること ○ 必要に応じて、連携会議（自殺・メンタルヘルス対策等）を開催するなど、積極的な情報発信を行うこと ○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること ○ 精神科救急医療体制の充実により自殺未遂者に対する良質かつ適切な治療の実施を図ること

災害精神医療の医療機能

⑭災害精神医療（１）	
機能	○ 災害精神医療提供機能
目標	○ 被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること ○ 被災をしても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること
求められる事項	○ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うよう努めること ○ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること ○ EMISへ登録し、自らの被災情報を被災地内に発信することができるよう備えること。また、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること ○ DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊等の医療関係団体の医療チームと連携をとれること

⑭災害精神医療（２）	
機能	○ 災害拠点精神科病院の機能
目標	○ 被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS等を用いて県災害対策本部へ共有すること ○ 災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能を有すること ○ 災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能を有すること ○ DPATの派遣機能を有すること ○ 被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること
求められる事項	○ 災害時に精神疾患を有する患者の一時的避難に対応できる場所（体育館等）を確保していること ○ 重症な精神疾患を有する患者に対応可能な保護室等を有していること ○ 診療に必要な施設が耐震構造であること ○ 被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること ○ 災害時においても必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること ○ 災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること ○ 飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること ○ 加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。） ※ 医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておく ○ 災害時における精神科医療に精通した医療従事者の育成（県精神科病院協会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと ○ EMISに加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること ○ 複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること ○ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと ○ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること ○ 災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること